

会計検査院規則第九号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月十四日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄中「及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を「、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び株式会社脱炭素化支援機構」に改め、同表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社脱炭素化支援機構の成立の日から適用する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後			改正前		
別表（第八条、第九条関係）			別表（第八条、第九条関係）		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第三局	(略)	(略)	第三局	(同左)	(同左)
	環境検査課	環境省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構、 <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び株式会社脱炭素化支援機構</u> の検査に関する事務		環境検査課	環境省（他の課の所掌に属する分を除く。）、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構及び <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</u> の検査に関する事務
	(略)	(略)		(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第五局	(略)	(略)	第五局	(同左)	(同左)
	経済産業検査第二課	内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理、経済産業省のエネルギー対策特別会計に係る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 <u>独立</u>		経済産業検査第二課	内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理、経済産業省のエネルギー対策特別会計に係る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 <u>独立</u>

	<u>行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u> 、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び日本アルコール産業株式会社の検査に関する事務
(略)	(略)

	<u>行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u> 、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び日本アルコール産業株式会社の検査に関する事務
(同左)	(同左)